

竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について (下)

目次

はじめに

- 1 韓国の主張と日本側見解 (第1回)
- 2 韓国の対応と韓国側見解 (第1回) (その一)
- 3 韓国の対応と韓国側見解 (第1回) (その二)
- 4 韓国の対応と韓国側見解 (第1回) (その三)
- 5 韓国側見解 (第1回) 作成の拙速
- 6 日本側見解 (第2回) と韓国側見解 (第2回) (以上、前号)
- 7 韓国側見解 (第2回) における国際法的観点への対応 (以下、本号)
- 8 韓国政府による「1905年」の否定
- 9 日本側見解 (第3回) における日本政府の主張
- 10 韓国側見解 (第3回) における韓国政府の主張 (その一)
- 11 韓国側見解 (第3回) における韓国政府の主張 (その二)
- 12 日本側見解 (第4回) における日本政府の主張

おわりに

7 韓国側見解 (第2回) における国際法的観点への対応

以上の個々の論点に続いて韓国政府は、竹島問題について日本政府が述べた国際法的観点からの主張に対応した見解を述べた。

日本側見解 (第2回) の後半で日本政府は、「近代国際法上領土取得の要件として挙げられるものは、(一) 国家としての領有の意思、(二) その意思の公示、(三) 適当な支配権力の確立である。」と述べていた。

日本政府は1905年1月28日の閣議決定によって竹島の領有意思を示し、その意思が翌年22日の島根県告示で公然と表示された。同年には



藤井 賢二
(日本安全保障戦略研究所研究員)

島根県知事が、翌年には島根県職員らが竹島を視察し、竹島の面積が土地台帳に記載された。1905年には島根県は「漁業取締規則」を改正してアシカ猟を許可し、その後消長はあったが太平洋戦争勃発によって中止するまで事業は続けられ、許可を受けた漁業者からは毎年土地使用料が国庫に納入された。「以上の事実は、日本が竹島に対し継続的に支配権を行使したことを意味するものであってこれらより見て、近代国際法から見ても日本の竹島領有の要件は完全に具備されている」と強調した。

日本政府は日本側見解 (第1回) で、「凡そ一国が領土権を確立するためには、領土となす国家の意志とこれが有効的経営を伴うことが必要である」と述べた。日本側見解 (第2回) では、領有意思、その表示、実効的な占有 (国家権能の平穏かつ継続した表示) によって領有権が確実に変わったと述べた。このように国際法的な観点による竹島の領土取得の正当性を強調したのである。

日本側見解 (第2回) では、この「近代国際法上領土取得の要件」に続けて、日本政府は「開国以前の日本には国際法の適用はないので、当時においては、実際に日本で日本の領土と考え、日本の領土として取り扱い、他の国がそれを争わなければ、それで領有するには十分であったと認められる。」と主張した。

そして日本政府は、「竹島は古く松島の名において日本人に知られ、それが日本領土の一部と考えられ、また日本人によって航海上または漁業上利用されていた。ことに徳川三代将軍家光時代、幕府から米子の町人大谷、村川両家に対して竹島の支配が許され、鬱陵島に渡航の際には常にこの島が中継地として利用されるとともに、同島において漁猟も行われていた。」と述べ、その文献史料として『隠州視聽合記』、『竹島図説』、『長生竹島記』などを、地図として『竹島図』と『日本輿地路程全図』⁵⁶などを示した。

その一方で、「韓国において竹島を古く認知し、これを利用していた

56 大韓民国駐日代表部の金溶植公使から外務部長官宛の1954年2月3日付「独島領有問題に関する日本側資料送付の件」(韓日代第6075号)では、長久保赤水作成の「日本輿地路程全図」について竹島を日本領と主張する日本政府の根拠のうちもっとも重要と報じた長久保光明「竹島の歴史的回想」(同年1月31日付「読売新聞」)を添付送付している(前掲註(40)「独島問題」,1954年4~5コマ)。

ことを確認することはできない」と述べ、「韓国との間に同島をめぐって領土権の争われたこともないので、古くから日本の領土として認められる」とまとめた。

日本側見解(第2回)では、日本側見解(第1回)ではほとんどなかった江戸時代の日本が竹島を自国領として取り扱ったことについての具体的記述に、多くの頁が割かれた。日本政府が日本側見解(第1回)で、鬱陵島と現在の竹島との混同に注意を促した後に「今の竹島は古くから松島の名によって、わが国に知られ、その版図の一部と考えられていたことは、文献、古地図等からも明らかである」と述べたのに対して、「日本政府が述べるいわゆる歴史的事実とは独島の領有権とは関係ない」と韓国政府が韓国側見解(第1回)で非難したことに対応したものと思われる。

日本政府が公開した日韓会談に関する文書のうち「竹島問題」には、「外務省条約局では1953年10月～54年1月、竹島問題について識見をもつ学者を集めて研究会を開いて研究成果や学問的意見を聞き、また研究をプリントまたはタイプ印刷にしており、それらにより韓国政府に対する口上書の内容の充実を期した。また一部の学者を島根・鳥取に出張させて竹島に関する資料を収集させた。」とある(47～48頁)。

1953年11月13日付『読売新聞(東京本社版)』には、外務省は韓国側見解(第1回)で韓国政府が提示した資料を分析するとともに、竹島が「日本領であることの立証資料を整備」中とある。その作業は竹島問題の国際司法裁判所提訴を視野に入れたものでもありと同記事は伝えている(日本政府が竹島問題の国際司法裁判所への付託を提議したのは翌1954年9月25日であり、同年10月28日に韓国政府はこれを拒否した)。

1953年12月12日付『日本海新聞』には、島根県が鳥取県立図書館に照会した結果、同館所蔵の17世紀に米子の^{おおぐ}大谷・村川両家が現在の竹島を利用していた史料が外務省に貸し出されることになったとある。1954年12月2日付『読売新聞(島根版)』には、島根県を訪れた川上健三外務省第一課事務官の、「こんどの調査は対韓交渉の新しい資料にするためではない。研究調査の総仕上げのためである」という談話が残されている。日本側見解(第2回)には、このような調査の成果が反映さ

れたと考えられる。

日韓両政府の中央官庁(日本は外務省、韓国は内務部)は1951年のサンフランシスコ平和会議直前の同時期(韓国は8月31日、日本は9月1日)に地方官庁(日本は島根県、韓国は慶尚北道)に対して竹島問題についての報告を求めた。しかし、1953年秋になっても「三峯島(または于山)と独島との同一性に関する確実な史料」を捜し続けねばならなかった韓国と、多数の資料を入手していた日本との違いは歴然としていた。

日本側見解(第2回)での日本政府の主張に対応して、韓国側見解(第2回)作成のために1954年9月2日付で駐日代表部公使金溶植から外務部長官に送られた「独島領有に関する我が国政府見解に対する意見具申に関する件」(韓日代表7162号)⁵⁷では、次のような懸念が示されていた。

(1)安龍福事件で鬱陵島領有問題を詳しく説明するのは「日本側が鬱陵島に対してある程度の出漁、すなわち現代国際法上の用語で有効的な経営権を行使したことを我が方でも認定する」ことになるのではないか。(2)「鬱陵島空島政策に対して我が方で率直にこれを認定した場合には、法律的に見て、我が国側では有効的で継続的な経営ができなかった点を認定」することになるのではないか。

駐日代表部は、日本側見解(第1回)で日本政府が示した国際法による領土取得の原則が鬱陵島の帰属問題に波及することを恐れた。日本側見解(第2回)で日本政府は、「李朝初期以来、長期にわたって鬱陵島に対し「空島政策」がとられていたのであるから、常識的にも同島よりさらにはるか沖合の孤島たる竹島にまで、韓国側の経営の手が延びていたとは考えられない」と述べていた。

外務部長官から駐日公使宛の1954年9月13日起案「独島領有権に関する一九五四年二月十日付亜第十五号日本外務省覚書で日本外務省が取った見解に反駁する大韓民国政府の見解追加指示の件」⁵⁸で行われた指示をふまえて、同年9月25日付の韓国側見解(第2回)では、鬱陵島帰属問題について次のような説明が行われた。

(1)については、日本人の鬱陵島への出漁は「侵略的出撈」であって、「日

57 前掲註(40)「独島問題,1954」85～91コマ。

58 前掲註(40)「独島問題,1954」115～124コマ。

本の鬱陵島方面侵略時代（一六一四年から一六九七年まで）に記録されたもの」は証拠として無効であるとし、「日本国民の鬱陵島方面出漁を禁止したという日本側の決定が一六九七年に韓国政府に通告された」ことを強調した。(2)については、「いわゆる「空曠策」とは、領土に対する行政権の放棄を意味しない」、「三年に一回、鬱陵島と独島地域に韓国の捜府官が派遣されていたことを想起せねばならない」と述べた。日本政府が示した領土取得についての国際法に従えば、17世紀には鬱陵島が日本領であったことを認めねばならなかったが、それを否定しようとする韓国政府の苦心の現れであった。

そして竹島問題に関して「近代国際法上領土取得の要件」として日本政府が提示した3項目については、「疑いもなく韓国領土の一部である独島が、無主島という前提で理論を展開したことは全く話にならない」と述べた。(1)の「国家としての領有の意思」については、「日本の閣議で韓国領土である独島に対して領土編入を決定したという主張は、帝国主義日本の侵略的政策から出されたもの」である。(2)の「領有の意思の公示」については、「島根県庁の告示というのは、暗々裡に施行されたもので外国にはもちろん日本の一般国民にも知らされなかった」。(3)の「適当な支配権力の確立」については、「測量またはアシカ（獵許可－藤井補注－）は日本の侵略行動の一つに過ぎず、国際法下の「領土支配権の継続的行使」とは関係ない」。韓国政府は以上のように強弁した。

このように、日本の「侵略」の加害性を強調することによって、韓国政府は日本の竹島編入が国際法的に合法であったことを否定しようとした。しかし、強硬な姿勢とは裏腹に、1905年の竹島の島根県編入についての国際法的な論点において、次のように、韓国政府は確たる根拠を持ち合わせてはいなかった。

1954年9月2日付で駐日代表部公使金溶植から外務部長官に送られた「独島領有に関する我が国政府見解に対する意見具申に関する件」では、懸念の(3)として、沈興澤の報告書の「独島が今より日本領地になったので視察のために来島した云々」は、日本側が「国際法上一種の対外通告だと引用する」可能性がある。また、「沈郡守は事実のみ報告しただけで日本官憲に対して何ら反駁する言辞もできなかった。その上詳細

な行政関係の調査までした事実を日本側に知らせる結果となる」と懸念を示していた。韓国政府が提示した沈興澤の報告書が、「領有の意思の公示」や「適当な支配権力の確立」といった国際法的な論点に関する日本政府の主張の根拠となることを恐れたのである。

そして、「沈興澤郡守の報告書以前に我が方で独島を鬱陵島の属島に編入した事実を立証するだけの公文書その他資料があるか知りたい」とあったが、外務部長官から駐日公使宛の1954年9月13日起案の文書には、その回答は記されていない。1905年の竹島の島根県編入の国際法上の正当性を否定するためには、韓国政府は1905年以前に「独島」を領有していたことを証明せねばならないという課題は依然未解決であった。

8 韓国政府による「1905年」の否定

1905年の竹島の島根県編入の国際法上の正当性を否定するため、日本の「侵略」の加害性の強調とともに韓国政府が行ったのは、1905年の竹島の島根県編入はなかったと強弁することであった。

1954年9月2日付で駐日代表部公使金溶植から外務部長官に送られた「独島領有に関する我が国政府見解に対する意見具申に関する件」には、「1905年から韓国併合まで引き続き独島を鬱陵島の属島として経営した事実を立証するだけの論証が必要。いわゆる *effective and continues display of territorial ownership of Dokto* を主張するため」とあった。1905年以後も「韓国の独島に対する効果的で持続的な領有の表示」が行われたと主張しようとしたのである。

これは、サンフランシスコ平和条約第2条の「日本国は朝鮮の独立を承認し」という規定は、「日韓併合前の朝鮮が日本から分離したことを日本が認めたことをいうのであって、日韓併合前に日本領土であった領土をあらたに独立朝鮮に割譲するとの意味は全く含まれていない。」という、日本側見解（第1回）に対応している。韓国政府は、竹島は「日韓併合前に日本領土であった領土」であったことを否定せねばならなかった。

韓国政府は韓国側見解（第2回）で次のような主張を行った。